

長崎労働局発表  
令和7年9月2日(火)

【照会先】

長崎労働局労働基準部  
賃金室長 木場 孝行  
賃金指導官 池田 和美  
電話 095-801-0033

報道関係者 各位

## 「長崎県最低賃金」の改正決定の答申について

～78円引き上げて、時間額1,031円に～

長崎地方最低賃金審議会(会長 ふかうら あつゆき 深浦 厚之)は、令和7年9月2日(火)、長崎労働局長(倉永 くらなが けいすけ 圭介)に対し、「長崎県最低賃金」を78円引き上げて、時間額1,031円とするよう答申を行いました。(答申文の写しは別添参照)

同審議会は、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安(64円)を参考に、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など長崎県最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を重ねた結果、今回の答申を行ったものです。

この答申を踏まえ、今後、本年度の長崎県最低賃金の改正にかかる手続きを進めることとしており、令和7年12月1日から改正後の長崎県最低賃金が適用されることとなります。

### 【参考】長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (予定)
効力発生日	R3.10.2	R4.10.8	R5.10.13	R6.10.12	R7.12.1
最低賃金額	821円	853円	898円	953円	1,031円
引上げ額	28円	32円	45円	55円	78円
引上げ率	3.53%	3.90%	5.28%	6.12%	8.18%

